

## 青森県立保健大学大学院健康科学研究科 学位（博士）審査基準

博士の学位を受ける者は、研究倫理教育を修了し、適当と認められる者に対して博士の学位を授与する。また、博士の学位審査はディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づき、学位論文及び最終試験（口頭試問）において、以下の評価基準により総合的に評価する。

### 1. 学位論文（博士）評価基準

- (1) 研究の背景、目的並びに意義が明確に示されていること。
- (2) 研究テーマに関する課題や背景の分析が、文献や関連資料などにより十分になされ、問題点を的確に把握していること。
- (3) 研究の方法（対象の選定、調査方法、データ分析など）が適正であること。
- (4) 論文の記述内容が論理的で整合性があり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成であるとともに、論理的に明確な結論が導かれていること。
- (5) 当該研究領域の理論的見地または実証的見地に加え、国際的な学術水準及び学際的観点から見て、独創性や新規性の高いものとなっていること。
- (6) 研究倫理が遵守されていること。

### 2. 最終試験（口頭試問）

- (1) 研究課題の設定が申請された学位に対して妥当なものであり、問題意識が明確であること。
- (2) 研究への取組や達成度が、一定の水準に達していること。
- (3) 研究内容の説明や質問に対する回答が、的確かつ論理的であること。
- (4) 研究者として自立して活動するため、あるいは高度な専門職に従事するための広汎な学識と専門知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけていること。

### 3 審査体制

学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された主査1名及び副査2名以上の委員で構成する審査委員会が行う。

### 4 審査方法

上記評価基準の全てについて、各領域の専門性や論文の特性も十分に考慮した上で総合的に判断し、一定の水準に達していると認められるものを合格とする。